第二章第二節第二款第一目の目名及び第九十四条を削り、同節第一款中第九十三条の次に次の一条を加える。

（文化財鑑査官及び審議官）

第九十四条　文化庁に、文化財鑑査官一人及び審議官二人を置く。

2　文化財鑑査官は、命を受けて、文化庁の所掌事務のうち文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。

3　審議官は、命を受けて、文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第九十五条を次のように改める。

（課及び参事官の設置）

第九十五条　文化庁に、次の九課及び参事官二人を置く。

政策課
企画調整課
文化経済・国際課
国語課
著作権課
文化資源活用課
文化財第一課
文化財第二課
宗務課

第九十六条から第九十八条まで、第二章第二節第二款第二目の目名及び第九十九条を削る。

第百条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、同条を第九十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（企画調整課の所掌事務）

第九十七条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

四　博物館による社会教育の振興に関すること。

五　学芸員となる資格の認定に関すること。

六　アイヌ文化の振興に関すること（国語課の所掌に属するものを除く。）。

七　文化審議会の庶務（国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。

八　独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

（文化経済・国際課の所掌事務）

第九十八条　文化経済・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関すること。

三　文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第百一条から第百四条までを削り、第百五条を第九十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（著作権課の所掌事務）

第百条　著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次条第一号及び第百五条第一号において「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。

二　文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。

（文化資源活用課の所掌事務）

第百一条　文化資源活用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第百五条第五号から第八号までに規定するものを除く。）による文化の振興に関すること。

二　文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　文化財についての補助及び損失補償に関すること。

（文化財第一課の所掌事務）

第百二条　文化財第一課は、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあっては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）をつかさどる。

一　建造物以外の有形文化財の保存に関すること。

二　無形文化財の保存に関すること。

三　民俗文化財の保存に関すること。

四　文化財の保存技術の保存に関すること。

五　文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。

（文化財第二課の所掌事務）

第百三条　文化財第二課は、次に掲げる事務（文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）をつかさどる。

一　建造物である有形文化財の保存に関すること。

二　記念物の保存に関すること。

三　文化的景観の保存に関すること。

四　伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。

五　埋蔵文化財の保存に関すること。

第百六条を第百四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第百五条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第五号から第八号までに掲げる事務にあっては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）を分掌する。

一　文化（文化財に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条において同じ。）の振興（文化に係る資源の活用によるものを除く。次号及び第四号において同じ。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　文化の振興のための助成に関すること。

三　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

四　文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

五　建造物以外の有形文化財の活用に関すること。

六　無形文化財の活用に関すること。

七　民俗文化財の活用に関すること。

八　文化財の保存技術の活用に関すること。

九　学校における芸術に関する教育の基準の設定に関すること。

十　私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校における芸術に関する教育に係るものに限る。）に関すること。